令和８年度 釜石市集いの場・社会参加推進事業業務委託仕様書

１ 事業の名称

令和８年度 釜石市集いの場・社会参加推進事業

２ 事業の目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第７条第１項に規定する就労準備支援事業として行うものであり、心身の不調や生活リズムの乱れ、就労意欲の低下、就労に必要な実践的な知識・技能等の不足、基本的な生活習慣に課題を有するなど複合的な理由により、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者（以下「生活困窮者等」という。）に対して、その段階に応じて一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援又は就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を計画的かつ継続的に実施し、就労の可能性が高まるよう一体的な事業を実施することを目的とする。

３ 履行期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

４ 支援対象者

釜石市内に居住し、次の(1)か(2)のいずれかに該当する者とする。

(1)生活困窮者

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当する者とする。

(ア) 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の市民税均等割が課せられていない者の収入の額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び生活保護法による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

(イ) 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に６を乗じて得た額以下であること。

イ (1)に該当する者に準ずる者として、市が当該事業による支援が必要と認める者であること。

(2)被保護者（生活保護受給者）

市が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障がい等のため就労が困難と市が判断する者以外の被保護者をいう。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望するもの。

５ 実施地域

釜石市内全域

6　事業所

(1)設置場所

受託者は、釜石市内に本業務を実施するための活動拠点となる事業所を設置すること。

災害時の避難計画の策定及び災害発生時の補償等は受託者の責任において行うこと。

就労体験等の課外活動については、受託事業者の事業所のほか、支援内容に応じて受託事業者が確保した場所にて支援を実施すること。

事業所は、公共交通機関等を利用し、支援対象者が安易に通所できる場所を選定すること。

本業務の実施のために、新たに事業所を設置する場合は、契約締結までに、物件を確保し、事業が実施可能な状態を整えること。

(2)窓口開設

事業所の窓口開設は、平日月曜日から金曜日まで週 5 日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを基本とする。(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間を除く。)

なお、受託者が必要と認める休憩時間帯を除く。

相談・支援等の状況によっては、上記時間外の対応が必要な場合がある。

7　人員配置

(1)就労準備支援員を 1 名以上配置し、そのうち1人は常勤とする。なお、法人内における別業務との兼務も可能とする。

(2)就労準備支援員は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又は就労支援に関する業務に 1 年以上従事した経験を有する者を1名以上配置すること。

8　業務の内容

本事業については、対象者の状況に応じて、アからカまでの支援を部分的、段階的又は並行して行う。

支援の実施方式は、通所方式とする。原則として市内に設置する事業所において、令和8年度は、週4日以上の運営を行う。なお、支援内容に応じて、本市に隣接する自治体において実施することも可とする。

ア 「就労準備支援プログラム」の作成(課題の把握・支援方針の決定・モニタリング・評価等)

支援を効果的・効率的に実施するため、支援対象者が抱える課題や支援の目標、具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。同プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立支援

社会生活に必要な生活習慣の形成や回復のため、定時に起床、出勤する習慣付けを行い、また、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いの訓練を行うなど、

自らの健康、生活管理を行う意識の醸成を行う。

ウ　社会生活自立支援

生活習慣は確立しているものの、社会参加のために支援が必要な者に対し、挨拶の励行やボランティア活動、地域の事業所での職場見学など、就労の前段階として必要な社会的能力を身につけるための指導・訓練を行う。

エ　就労自立支援

一般就労に向けた実践的支援が必要な者に対し、継続的な就労経験の場を提供するとともに、模擬面接の実施や就職活動に向けた技法・知識の習得など、一般就労に向けた具体的な準備支援を行う。

オ　その他

自立相談支援機関や本市生活保護担当部署と連携し、アウトリーチ等の活動を行うほか、自立相談支援事業及び家計改善事業と一体的に実施するため、必要に応じて支援調整会議に出席し、情報共有を図りながら支援を行う。

また、対象者の状況に応じ、求職活動支援や就職後の職場定着支援等を行う。

カ　本事業の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、厚生労働省が作成する「就労準備支援事業の手引き」に沿って行うものとする。

9　委託料

本事業における委託料に関する事項は、契約書において定める。

10　再委託の禁止

受託者（共同提案の場合は、代表者）は、受託した業務のすべてを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、当市と協議しおおむね事業の 2 分の 1 を下回る範囲で業務の一部を委託することができる。

11　支援実績等の報告

受託者は、別に指示する方法により、本市に支援実績や本事業の結果分析等について報告すること。

12　事業実施における前提条件

(1)受託者は、事業の実施に当たり対象者から利用料を徴収しない。

(2)自立相談支援に関する就労準備支援員への研修は、受託者が行うものとする。

(3)求人開拓、職業紹介を行う場合は、厚生労働省から必要な許可を得ていること。

13　その他

(1)本業務の遂行に当たっては、委託者である本市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。

(2)本業務により得られたデータ及び成果品は、本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(3)著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
(4)本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である本市が提供する資料を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
(5)受託者は、本業務遂行に当たり個人情報を取扱う場合、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」及び「釜石市個人情報保護条例(平成 17 年釜石市条例第 22 号)」を遵守すること。
(6)本業務遂行に当たって、申込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に本市に報告し、対応を協議すること。
(7)この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、これを決定する。